



「常識のブラッシュアップ」 代表 長沼隆弘

人口減少に伴う人手不足に歯止めがかかりません。

飲食店に行っても空席はあれど、人手不足の為にサービスが追いつかず、店先でお客様が並んでいる状態も見られます。車を発注しても半年や1年待ちも当たり前。また、水漏れなどの修理もすぐに駆け付けてもらえる時代は過ぎ去り、順番待ちと言われることも…。大手デベロッパーの建築物の受注も数年先まで埋まっていて現在は受け付けていないという話も聞きます。被災地の復興が遅いことにもうなずけます。

お金を払えば食事ができる。お金を払えば車を買える。お金を払えば修理をしてもらえる。募集をすれば人が来る。昭和の常識が令和では常識ではなくなってきました。いち早く常識のブラッシュアップを行い、令和の常識の中での経営を行っていく必要を感じます。

我々の仕事においても、国が国税の納付書の送付を取りやめ、メガバンクも納付書を取扱わない店舗が増えました。弊所から郵送でお送りさせていただいている納付書も1日や2日でお手元に届くとは限りません。そこで、先日来「ダイレクト納付」への切替えをお願いしております。今後も皆様の利便性を考え、皆様に有益な情報をお伝えできるよう頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

！ 国税庁をかたる不審なメールにご注意ください

令和6年5月より、税務署からの納付書の事前送付が取りやめになりました。

これを機に、納付漏れ防止の観点から、e-Taxへメールアドレスの登録をされる方が増えていますが、同時に国税庁をかたる不審なメールも増えていきます。

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。
ご提出された還付申告の処理状況について、ご連絡します。
詳細については、還付金処理状況をご確認ください。

本物

e-Taxの利用可能時間内に、以下の手順で確認することができます。

- パソコンから確認する場合
- 受付システムをご利用の場合
 - 1 「受付システム ログイン」画面からログインします。
 - 2 「還付金処理状況」から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。
⇒ 受付システムへ ⇒ https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei

(省略)

- e-Taxの利用可能時間は、e-Tax ホームページでご確認してください。
⇒ e-Taxの利用可能時間 ⇒ https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm

※ 本メールは、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。
なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

国税局からのお知らせ

ご担当者様
誠にありがとうございます。
いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
税務の確認作業を一定の基準に基づいて実施した結果、確認対象となるべき事由が「ない」ことが判明いたしましたこと
お知らせいたします。

信用の確認結果を詳細に更新し、税務サービスを
より便利にご利用いただくため、全ての情報を正確に最新のものに更新をお願いします。

対策手順:

1. 下記の専用リンクよりアクセスし、指示に従って個人情報登録を行ってください。
2. 本案内メールの有効期限は令和6年4月28日10時20分 AMまでとなっておりますので、期限内に登録をお願いします。
3. e-Taxのご利用再開につきましては、e-Tax公式ウェブサイトを確認ください。

→専用リンク

※ メールアドレスは送信専用であり、返信はできません。ご了承ください。

発行元 国税庁
特許所有 (C) 国税庁 特許情報局
何かご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

偽物

(例)



国税庁では、(国税電子申告・納税システム) <info@e-tax.nta.go.jp>の送信元表記でメールを送信しています。このアドレス以外から送信されたメールについては、偽物です。受信された場合は、開封せずに削除するなど、十分にご注意ください。

また、<info@e-tax.nta.go.jp>のアドレスを連絡先に登録する、e-Taxのメールアドレス設定から宛名表示の登録をするなど、偽装メールを見分ける対策を行うと効果的です。

(小松)

■分譲マンション等の評価方法が変わりました

令和6年1月1日以後に相続・贈与により取得した『居住用の区分所有財産』の価額は『従来の相続税評価額×区分所有補正率』で評価することとされました。新しい評価方法は、3階建以上のいわゆる分譲マンションに適用されます。

(例) 14階建、専有面積が80㎡、敷地面積57,000㎡のマンションの場合

築年数 10年 / 2階を所有	従来の評価額の 1.35倍
築年数 10年 / 14階を所有	従来の評価額の 1.48倍
築年数 5年 / 2階を所有	従来の評価額の 1.45倍

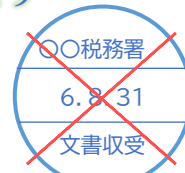
新しい評価方法では、高層階、築浅ほど評価額が高くなります。
なお、詳しくは担当者までお問い合わせください。



(宮脇)

■税務申告書等の控に受付印が押されなくなります

税務署では、令和7年1月から申告書等の控えに受付印の押印を行わないようになりました。



(参考) 令和7年1月からの受付印における当分の間の対応

- 窓口対応の場合
税務署等の窓口で受付印の控えを希望した場合に、申告書等を受け取った「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレットを交付。
- 郵送等対応の場合
申告書等の提出の際に「返信用封筒」及び「申告書等の控え」を同封した場合に、「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレットを同封して返送。

(坂本)

■交際費から除外される飲食費に関する改正

交際費等から除外される1人当たりの**飲食費**の基準が**5千円以下から1万円以下**に引き上げられます。(令和6年4月1日以後の支出から)

■中小企業の場合

1人あたり1万円以下の飲食費	その他の交際費
交際費等から除外 損金算入	年間800万円 (または飲食費の50%損金算入)
	損金不算入



(田原)

編集後記

パリオリンピックが始まりました。開会式がスタジアムではなく野外、雨の中でしたがセーヌ川でのパレードやショーが行われるなど新しいことが目白押しで目が離せませんでした。日本人選手の活躍を楽しみに、つい夜更かししてしまう毎日です。熱中症・睡眠不足など健康にはご注意ください。今回は業務3課が担当しました。(久保・石川・佐藤)

